

令和2年4月23日

教員各位

危機対策本部長 穴 沢 眞

北海道における緊急事態措置を踏まえた本学の対応について

標記の件について、4月23日開催の危機対策本部会議において、別添のとおり策定し、本学ホームページ等を通じて学内外へ周知したところです。

本学としては、学生及び教職員の安全と健康を確保する観点から、5月7日（木）から当分の間、学部及び大学院において一切の対面授業は行わず、遠隔授業のみ実施することといたしましたので、下記にご留意のうえ、適切な対応にご協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、今後の対応につきましては、危機対策本部において引き続き検討して参ります。検討結果については、速やかに皆様へお伝えいたします。

記

【留意事項】

- (1) 研究指導及び大学院科目については、これまで対面授業を実施する余地を残しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学部及び大学院の研究指導を含むすべての授業について、5月7日（木）から当分の間、対面授業は行わず、遠隔授業のみで実施することとします。
- (2) 遠隔授業は接触機会の低減の一環として実施するものであり、授業外（学外）であっても、学生（学部及び大学院）との接触は回避することとします。
- (3) 教員と学生との間で、資料等の受け渡しの必要がある場合は、メールの添付ファイルや郵送（レターパック等）を活用するなど、工夫するようお願いいたします。

北海道における緊急事態措置を踏まえた小樽商科大学の対応について

令和2年4月23日
危機対策本部会議

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されるとともに、北海道は他の12都府県とともに、「特定警戒都道府県」に位置づけられました。4月17日には、同法第45条および第24条に基づき、北海道知事から「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための北海道における緊急事態措置」が発表され、さらに、4月20日には、同知事から大学（床面積の合計1,000㎡超の施設）に対して休業要請の依頼がありました。

これらの状況を踏まえ、4月23日（木）から5月6日（水）までの休業要請期間中、本学においては下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- (1) 学生（学部学生・大学院生）は、キャンパス（札幌サテライトを含む。）への入構を禁止します。また、休業要請の期間が終了した後も、学生及び教職員の安全と健康を確保する観点から、5月7日（木）から当分の間、遠隔授業のみを実施します。本学から対面授業の開始連絡があるまでは、学生のキャンパスへの入構は引き続き禁止します。
- (2) 学生の課外活動は中止を継続し、学内施設の利用は引き続き禁止します。5月6日（水）の休業要請の期間が終了した後も、大学からの連絡があるまで課外活動は中止し、学内施設の利用も禁止します。
- (3) 教員は、テレワーク（在宅勤務）を原則とし、遠隔授業の準備などの業務のためのキャンパスへの出勤は可能とします。
- (4) 職員は、テレワーク（在宅勤務）や時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務のみに従事します。
- (5) 会議等は、メール等による持ち回り（書面）やZoom等によるオンラインでのみ開催します。なお、大学機能を最低限維持するための危機対策本部会議等は、感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面で開催します。